

令和6年3月 21 日
記者発表資料

財政援助団体等監査の結果等について

監査委員は、令和 5 年 10 月 30 日から令和 6 年 3 月 1 日までの間に、財政援助団体等 26 団体について監査を実施し、10 団体において 19 件の指摘事項が認められました。

1 財政援助団体等の監査結果

県が財政的援助等を行った 26 団体について、当該財政的援助等に係る令和 4 年度の出納その他の事務の執行を対象として監査しました。なお、必要に応じて過年度の出納その他の事務の執行も対象としました。

実施団体数	指摘事項が認められた団体		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
26	10	19	10	19	0	0

(参考) 前回の財政援助団体等監査の結果

27	9	14	9	14	0	0
----	---	----	---	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「予算目的に反しているもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」のいずれかに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

財政援助団体等監査は、県が、補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等を対象として、補助金の額等により区分した一定の周期により、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施するものです。

※ 詳細は、別添 1 のとおりです。

2 財務監査（随時監査）等の監査結果

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和 2 年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった産業労働局中小企業部中小企業支援課に対し、令和 2 年度の事務事業を対象として臨時財務監査を実施するとともに、併せて臨時行政監査を実施し、監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められませんでした。その詳細は、別添 2 のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第1号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和6年3月21日

神奈川県議会議長	加藤元弥殿
神奈川県知事	黒岩祐治殿

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	吉川知恵子
同	中家華江
同	しきだ博昭
同	松本清

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第3 監査の着眼点

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施団体数

26 団体

第5 監査実施期間

令和5年10月30日から令和6年3月1日まで

第6 監査を実施した財政援助団体等の範囲

- 1 県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 2 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体
- 3 県が借入金の元金又は利子の支払を保証している団体
- 4 県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

第7 監査の実施内容

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る令和4年度の出納その他の事務の執行を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の出納その他の事務の執行も対象とした。

- 1 当該財政的援助等に係る事務事業の執行管理及びその会計処理の適否
- 2 当該財政的援助等の受入返還の適否
- 3 当該財政的援助等の使途の適否
- 4 その他必要と認める事項

第8 監査の結果

監査の結果、26 団体のうち 10 団体において不適切事項が 19 件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 不適切事項が認められた団体 (10 団体)

(1) 公益財団法人神奈川芸術文化財団

ア 監査実施日

令和5年10月30日及び同年12月20日（令和5年9月21日及び同月22日職員調査）

イ 事業の概要

芸術文化の創造、振興、鑑賞普及等を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立県民ホール（本館）等の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した

(ア) 出資（令和4年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
600,000,000	600,000,000	100.0

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等	
		円
神奈川県立県民ホール（本館）	指定管理料	623,978,000
	利用料金収入等	381,853,513
神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）	指定管理料	665,617,000
	利用料金収入等	623,654,833
神奈川県立音楽堂	指定管理料	216,405,000
	利用料金収入等	130,878,511
計	指定管理料	1,506,000,000
	利用料金収入等	1,136,386,857

エ 監査の結果

（不適切事項）

- 支出事務において、職員が立て替えて支払ったタクシー代2件、1,400円及びレターパック交換手数料1件126円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。
- 会計事務処理において、退職給付引当金の計上に当たり、退職手当の一部を引当ての対象に含めていなかったため、令和4年度末における退職給付引当金の残高が16,104,595円計上不足であった。

(2) ねんりんピックかながわ2022実行委員会

ア 監査実施日

令和6年1月16日（令和5年10月13日職員調査）

イ 事業の概要

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（愛称 ねんりんピック かながわ2022）を開催するために必要な事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

負担金

名 称	負 担 額
	円
ねんりんピックかながわ2022 開催費負担金	826,420,185

エ 監査の結果

（不適切事項）

支出事務において、ねんりんピックかながわ2022 美術展作品集・目録作成業務委託契約（契約額1,914,748円）について、校正完了後、美術展作品集の作品の一部がトリミングされ、契約の目的が果たされていないことが判明したため、当初予定していなかった美術展作品集の再作成に係る経費218,240円を支払っていた。

(3) 公益財団法人かながわ海岸美化財団

ア 監査実施日

令和5年11月8日及び令和6年2月9日（令和5年9月22日職員調査）

イ 事業の概要

横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸、河川河口部及び海岸砂防林の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の交流の促進、支援及び助成、海岸美化に関する調査及び研究を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
1,789,278,035	1,400,000,000	78.2

(イ) 負担金

名 称	負 担 額
	円
神奈川県海岸漂着物等対策推進事業負担金（通常清掃費）	124,122,000
神奈川県海岸漂着物等対策推進事業負担金（緊急清掃費）	20,433,170
計	144,555,170

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 1 契約事務において、海岸清掃業務委託契約4件（契約額計6,121,035円）について、入札不成立などによる随意契約の締結に当たり、公益財団法人かながわ海岸美化財団財務規程に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
- 2 会計事務処理において、次のとおり誤りがあった。
 - (1) ボランティア受付システム導入準備資金9,000,000円について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づく主たる事務所における関係書類の備置きなど、資産取得資金としての計上に必要な手続を行わずに、令和4年度の財産目録に資産取得資金として計上していた。
 - (2) 特定費用準備資金である国債運用益減収準備資金2,855,000円について、公益法人会計基準の運用指針に基づき、財産目録の使用目的等の欄に特定費用準備資金である旨を明示すべきところ、これを行っていなかった。

(4) 公益社団法人神奈川県農業会議

ア 監査実施日

令和5年11月7日（令和5年9月28日及び同月29日職員調査）

イ 事業の概要

農用地利用の効率化及び高度化の促進に関する事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)及び(ウ)の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(注) 公益社団法人神奈川県農業公社は、令和5年4月1日に、一般社団法人神奈川県農業会議を吸収合併し、名称を公益社団法人神奈川県農業会議に変更しており、以下の(ア)から(ウ)までに記載の出資及び財政的援助は同公社に対するものである。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
55,800,000	27,900,000	50.0

(イ) 補助金

名 称	補 助 額
	円
農地集積推進事業費補助金	7,313,000
農地中間管理機構事業推進費補助金	49,130,000
計	56,443,000

(ウ) 損失補償

名 称	補 助 額
農地取得に係る事業資金の融資に関する損失補償	309,065,000 円
担い手支援資金の融通に関する損失補償	1,138,000
計	310,203,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、令和4年度農地中間管理事業秦野市八沢地区保全管理業務契約（契約額1,783,100円）の締結に当たり、公益社団法人神奈川県農業公社会計規程に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。

(5) 公益財団法人神奈川県栽培漁業協会

ア 監査実施日

令和6年2月1日（令和5年10月20日職員調査）

イ 事業の概要

水産動物の種苗の生産、放流及び放流効果に関する事業、栽培漁業に関する普及啓発事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。
出資（令和4年度末現在）

出 資 金	県の出資額	県の出資割合
411,170,000 円	288,468,000 円	70.1 %

エ 監査の結果

(不適切事項)

会計事務処理において、第131回利付国債（20年）ほか2件（帳簿価額計316,426,000円）について、公益法人会計基準の規定に反し、担保に供している資産である旨を財務諸表に注記していなかった。

(6) 社会福祉法人一燈会

ア 監査実施日

令和6年2月19日（令和5年11月13日職員調査）

イ 事業の概要

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の経営を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において(ア)及び(イ)の財政的援助を行っているため、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 補助金

名 称	補 助 額
	円
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（グレースヒル・湘南分）	12,398,000
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（メゾン・二宮、中井プライム、はなの里分）	1,898,000
施設開設準備経費等支援事業費補助金（プライムみなみⅡ、プライムみなみⅢ分）	41,950,000
施設開設準備経費等支援事業費補助金（グレースヒル・湘南分）	38,365,000
施設開設準備経費等支援事業費補助金（メゾン・二宮分）	22,081,000
地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金（グレースヒル・湘南分）	76,704,000
地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金（メゾン・二宮分）	71,853,000
介護職員研修受講促進支援事業費補助金	186,000
外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金	72,000
計	265,507,000

(イ) 交付金

名 称	交 付 額
	円
高齢者施設等物価高騰対応支援金	11,380,000
社会福祉施設等物価高騰対応支援金	1,520,000
神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金	15,683,841
神奈川県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	2,347,874
計	30,931,715

エ 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業として実施したメゾン・二宮大規模修繕及びグレースヒル・湘南大規模修繕に係る建築外部工事ほか5件の工事請負契約（契約額計186,682,900円）について、一般競争入札における入札額が全て予定価格を上回っていたにもかかわらず、最低の価格をもって入札した者を落札者として工事請負契約を締結していた。

(7) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

ア 監査実施日

令和5年11月21日及び令和6年3月1日（令和5年10月3日から同月6日まで職員調査）

イ 事業の概要

県における保健医療施設として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)から(エ)までの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
13,556,701,044	13,556,701,044	100.0

(イ) 補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（足柄上病院）	530,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助事業）（足柄上病院）	388,000
神奈川県災害時医療救護体制活動費補助金（足柄上病院）	73,000
看護職員等処遇改善事業費補助金（足柄上病院）	8,150,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）（こども医療センター）	16,229,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（日中一時支援事業）（こども医療センター）	1,595,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（こども医療センター）	1,503,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助事業）（こども医療センター）	582,000
看護職員等処遇改善事業費補助金（こども医療センター）	19,131,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（精神医療センター）	422,000
神奈川県災害時医療救護体制活動費補助金（精神医療センター）	133,000
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（がんセンター）	11,976,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（がんセンター）	745,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（循環器呼吸器病センター）	530,000
看護職員等処遇改善事業費補助金（循環器呼吸器病センター）	6,426,000

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（足柄上病院）	16,445,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（足柄上病院）	1,161,892,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（こども医療センター）	2,855,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（こども医療センター）	204,116,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（精神医療センター）	1,436,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（精神医療センター）	112,758,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（がんセンター）	24,214,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（がんセンター）	400,250,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（循環器呼吸器病センター）	28,017,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（循環器呼吸器病センター）	2,137,775,000
計	4,158,171,000

(ウ) 負担金

名 称	負 担 額
運営費負担金	円 11,618,578,249

(エ) 貸付金

名称	前年度末残高	令和4年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
移行前地方債償還債務	円 10,609,532,248	円 0	円 1,115,968,188	円 9,493,564,060
地方独立行政法人神奈川県立病院機構貸付金	24,852,424,214	1,107,000,000	2,045,699,299	23,913,724,915
計	35,461,956,462	1,107,000,000	3,161,667,487	33,407,288,975

エ 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、次のとおり誤りがあった。

- 1 感染性産業廃棄物処理業務委託契約ほか5件（単価契約、支払額計11,989,956円）及びグリストラップ清掃・産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件

(契約額計 194,700 円) の締結に当たり、契約書等に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項を記載していなかった。

- 2 総合建物管理業務委託ほか1件（契約総額計 477,919,200 円）について、一般競争入札により落札者を決定した場合に「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」第15条第2項により必要とされる落札者の住所等に係る公示を行っていなかった。
- 3 乳首等洗浄業務委託契約2件（契約額計 8,448,000 円）について、発注者が所有するジェットウォッシャーを受注者に使用させているにもかかわらず、契約で定められた使用承認申請書を提出させていなかった。
- 4 こども医療センターほか3病院に係るガス需給契約（単価契約、令和4年度年間支払額計 487,002,126 円）について、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、一者随意契約を締結していた。
- 5 足柄上病院における白灯油の買入れ契約（単価契約、令和4年度支払額計 64,658,000 円）について、一連の調達契約により調達をすべき物品等の予定価格の合計額が 3,000 万円以上であったことから、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、契約相手方を決定していた。

(8) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学

ア 監査実施日

令和5年11月10日（令和5年10月2日から同月5日まで職員調査）

イ 事業の概要

地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究すること等を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 4,118,800,000	円 4,118,800,000	% 100.0

(イ) 交付金

名 称	交 付 額
	円
標準運営費交付金	2,308,100,000
特定運営費交付金	58,643,620

授業料等減免費交付金	38,023,000
計	2,404,766,620

エ 監査の結果

(不適切事項)

支出事務において、職員が立て替えて支払った学術集会参加費1件、12,000円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。

(9) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

ア 監査実施日

令和5年11月9日（令和5年9月19日から同月22日まで職員調査）

イ 事業の概要

産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
9,080,132,000	9,080,132,000	100.0

(イ) 交付金

名 称	交 付 額
	円
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所運営費交付金	3,020,134,403

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 支出事務において、リチウムイオン電池電解液評価分析システムの保守契約（契約期間：令和4年12月1日から令和5年11月30日まで、契約金額2,351,800円）について、業務が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。
- 契約事務において、令和4年度海老名本部健康診断業務委託に係る8月実施分（支払額2,073,753円）の履行確認に当たり、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

(10) 公益財団法人神奈川県下水道公社

ア 監査実施日

令和5年11月8日（令和5年9月26日及び同月27日職員調査）

イ 事業の概要

流域下水道の処理施設の運転操作等維持管理業務、流域下水道の処理施設の運転操作等維持管理業務と一体となって実施する改築業務、市町村の実施する下水道における維持管理業務等の技術的業務、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道の研修、汚水及び汚泥の処理方法についての調査及び研究に関すること等を行っている

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。
出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
110,000,000	55,000,000	50.0

エ 監査の結果

（不適切事項）

- 1 契約事務において、柳島水再生センター無停電電源装置修理工事（契約額12,100,000円）について、公益財団法人神奈川県下水道公社が定める「突発事故等による復旧工事の取扱いについて」に基づき見積合せをすべきところ、一者随意契約を締結していた。
- 2 庶務事務において、令和4年度の評議員及び監事への報酬5件、748,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、誤って所得税法第204条第1項第2号に該当する報酬又は料金として源泉徴収を行ったため、徴収額3件、8,194円が徴収不足であり、2件、50,038円が過大であった。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体（16団体）

(1) 株式会社湘南国際村協会

ア 監査実施日

令和5年11月7日（令和5年9月28日及び同月29日職員調査）

イ 事業の概要

経済、経営、科学、文化、スポーツ等に関する各種研修会及び国際、国内会議の企画、誘致及び開催等を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。
出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
494,000,000	201,552,000	40.8

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(2) 一般財団法人神奈川県厚生福利振興会

ア 監査実施日

令和5年11月22日（令和5年11月7日及び同月8日職員調査）

イ 事業の概要

県民の厚生福利活動を支援するための教養講座、講演会等の開催、県民の自発的な余暇活動等を支援する人材の活用等に関する事業、公的施設の余暇利用促進の情報提供等に関する事業、県の行政に携わる者等の福利厚生に関する事業、富岡アパートの貸付け及び維持管理に関する事業、県等からの受託事業、県関係施設の利用者へのサービス等に関する事業、認可特定保険業に関する事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 200,000,000	円 50,000,000	% 25.0

(イ) 損失補償

名 称	補償限度額
富岡アパート5号、6号棟の建設資金借りに伴う損失補償限度額	円 1,870,919,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(3) 公益社団法人青年海外協力協会

ア 監査実施日

令和6年1月22日（令和5年10月25日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立地球市民かながわプラザの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立地球市民かながわプラザ	円 指定管理料 298,097,000
	利用料金収入 32,457,772
	その他収入 1,564,637

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(4) 公益財団法人神奈川文学振興会

ア 監査実施日

令和5年11月10日（令和5年10月3日職員調査）

イ 事業の概要

文学資料の収集、整理、保存、公開及び文学資料に関する調査研究、文学の振興と文化の発展に寄与するための展覧会、講演会、講座、朗読会等の開催、文学資料、研究成果に関する各種刊行物及び展示解説図録等の編集及び発行、頒布などの事業を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、令和4年度において(イ)の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア)出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
110,000,000	53,000,000	48.1

(イ)指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立神奈川近代文学館	指定管理料 410,043,000
	利用料金収入等 54,568,022

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(5) 一般社団法人神奈川県果実協会

ア 監査実施日

令和5年11月29日（令和5年10月17日職員調査）

イ 事業の概要

果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を給付する事業、その他果実の生産及び出荷に関する事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 90,000,000	円 22,500,000	% 25.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(6) 公益財団法人神奈川県私学退職基金財団

ア 監査実施日

令和5年11月29日（令和5年11月1日職員調査）

イ 事業の概要

県内の私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置している学校法人に対し、校長、教員、事務職員その他の職員で、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済制度の加入者であるものが退職した場合に、当該学校法人が支給すべき退職手当の資金を給付する事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
神奈川県私学教職員退職基金財団補助金	円 502,365,320

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(7) 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

ア 監査実施日

令和5年12月7日（令和5年11月6日職員調査）

イ 事業の概要

神奈川県内の私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。以下「私立幼稚園」という。）に勤務する教職員等で、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済制度の加入者であるものが退職した場合に、私立幼稚園を設置しているもの（以下「設置者」という。）が支給すべき退職手当の資金をその設置者に対して給付する事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
神奈川県私学教職員退職基金財団補助金	円 385,073,668

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(8) ルナドクター株式会社

ア 監査実施日

令和6年2月9日（令和5年10月26日職員調査）

イ 事業の概要

医薬品、医薬部外品及び臨床検査薬に関する試験の受託、医療及びヘルスケア関連事業等を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
神奈川県ワクチン・検査パッケージ等検査支援事業補助金	円 4,032,744,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(9) 日本赤十字社神奈川県支部

ア 監査実施日

令和6年1月22日（令和5年11月2日職員調査）

イ 事業の概要

医療救護や救援物資の備蓄・配分、血液製剤の供給、義援金の受付・配分その他災害救護に必要な業務等の災害救護活動などを行うとともに、指定管理者として、神奈川県ライトセンターの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において(ア)及び(イ)の財政的援助を行うとともに(ウ)の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（秦野赤十字病院）	745,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（相模原赤十字病院）	422,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助）（秦野赤十字病院）	194,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助）（相模原赤十字病院）	194,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（訪問看護ステーション等研修事業費 特定行為研修受講促進事業費補助）（秦野赤十字病院）	297,000
神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）（秦野赤十字病院）	1,063,000
看護職員等処遇改善事業費補助金（秦野赤十字病院）	7,883,000
看護職員等処遇改善事業費補助金（相模原赤十字病院）	4,697,000
神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金（秦野赤十字病院）	11,528,000
神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金（相模原赤十字病院）	6,108,000
秦野赤十字病院建設借入金償還補助金	181,566,423
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（秦野赤十字病院）	1,828,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）（相模原赤十字病院）	13,904,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（秦野赤十字病院）	541,588,000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（相模原赤十字病院）	935,496,000
計	1,707,513,423

(イ) 交付金

名 称	交 付 額
	円
ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制の確保に係る協力金（秦野赤十字病院）	100,000
年末年始期間中の医療提供体制の確保に係る協力金（秦野赤十字病院）	100,000
計	200,000

(ウ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
神奈川県ライトセンター	302, 118, 000

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(10) 学校法人北里研究所

ア 監査実施日

令和5年12月5日（令和5年10月27日職員調査）

イ 事業の概要

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有為な人材を育成するほか、私立学校法第26条の規定による事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
原子力災害医療施設維持管理補助金	2, 144, 450
災害時医療救護体制活動費補助金	113, 000
神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金	3, 506, 178, 000
神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	7, 920, 000
地域災害拠点病院施設整備費補助金	17, 469, 000
看護職員等処遇改善事業費補助金	57, 084, 000
救命救急センター運営費補助金	34, 024, 000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（日中一時支援事業）	18, 479, 000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）	61, 535, 000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員研修事業費補助事業）	1, 893, 000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金	974, 000

(院内保育事業運営費補助事業)	
重症難病患者入院施設確保事業（難病治療研究センター運営費）補助金	4,185,000
精神科応急入院指定病院空床確保事業負担金	1,699,900
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	5,526,000
計	3,719,224,350

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(11) 神奈川県商工会連合会

ア 監査実施日

令和5年12月4日（令和5年10月25日職員調査）

イ 事業の概要

商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと、商工業に関する専門的事項について相談に応じ、又は指導を行うこと等を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	158,270,000
経営支援事業費補助金（物価高騰等支援）	1,945,000
計	160,215,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(12) 神奈川県信用保証協会

ア 監査実施日

令和5年12月11日（令和5年10月19日職員調査）

イ 事業の概要

中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
信用保証事業費補助金	円 8,184,260,663

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(13) 公益財団法人神奈川県都市整備技術センター

ア 監査実施日

令和5年11月22日（令和5年10月23日職員調査）

イ 事業の概要

建設技術に関する調査、研究、研修等の事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、令和4年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 125,000,000	円 80,000,000	% 64.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(14) 神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ

ア 監査実施日

令和5年11月29日（令和5年10月23日及び同月24日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立三ツ池公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立三ツ池公園	円 指定管理料 78,737,000
	利用料金収入等 60,078,506

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(15) 神奈川県公園協会・京急サービス共同事業体

ア 監査実施日

令和5年11月29日（令和5年10月30日及び同月31日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立観音崎公園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は令和4年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立観音崎公園	円
	指定管理料 98,336,000
	附帯事業収入 32,496,700
	その他収入 2,254,002

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(16) 神奈川県道路公社

ア 監査実施日

令和5年10月30日（令和5年9月21日及び同月22日職員調査）

イ 事業の概要

神奈川県のある区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理等を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。
出資（令和4年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
10,781,000,000	10,781,000,000	100.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

神奈川県監査委員報告第2号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和6年3月21日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿
 神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	吉川知恵子
同	中家華江
同	しきだ博昭
同	松本清

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第2 監査の対象**1 財務監査（随時監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

第5 監査実施日

令和4年7月29日及び令和5年12月5日

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった本庁機関1か所において、令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 臨時行政監査

上記の1か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

産業労働局

中小企業部中小企業支援課